

新型コロナウイルス感染症に係る 臨時休園等に伴う保育料の取扱い

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休園等があった場合は、保育料を減額します。

●保育料を減額する場合

- ①保育所等が臨時休園した場合
- ②新型コロナウイルス感染症に感染して登園停止した場合
- ③新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者となり登園回避した場合
- ④同居の家族が新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者又は検査対象者となり登園回避した場合
- ⑤同居の兄弟が在籍する幼稚園・小中学校・児童クラブが新型コロナウイルス感染症により休園・休校・休所となったことに伴い、登園回避した場合
- ⑥松江市からの家庭保育要請期間において要請に応じて登園自粛した場合

※家庭保育要請期間において、普段から土曜保育を利用していない子ども又は当該期間において土曜保育の利用を希望していなかった子どもは、土曜日を除きます。

※家庭保育要請期間以外で自主的に登園しなかった場合は該当しません。

※④は令和4年4月23日以降から適用です。また、⑤は令和4年4月25日以降から適用です。

●払い過ぎた保育料(過納金)の処理方法

保育料の減額により発生した過納金については、原則として納期未到来の保育料又は滞納保育料に充当することとし、充当すべき保育料がない場合は還付します。

令和3年度の未処理分については、令和4年8月分保育料又は滞納保育料に充当し、充当すべき保育料がない場合は、令和4年8月末に還付する予定です。

保育料軽減の対象者が多数おられるため、過納金の処理には非常に時間が掛かりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

※認定こども園及び小規模保育事業施設にあっては、保育料を自園徴収しているため、各園において過納金の処理方法が異なる場合があります。

●減額後保育料の算出方法

減額前保育料×(月の施設開所日数－休園日数及び登園しなかった日数)÷25日

※10円未満は切り捨て ※月の施設開所日数が25日を超える場合は25日

●休園日又は登園しなかった日がある月の保育料の納付

一旦は減額前保育料をお支払いください。

●休園日数及び登園しなかった日数の確認方法

各施設からの実績報告で確認を行います。保護者の皆様から個別にお申し出いただく必要はありません。